

今期の主な検討ポイント

運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題

現状・背景

PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）では、「コンセッション事業を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、（略））を整理し、制度的対応の必要性を検討したうえで、必要な措置を講ずる。」とされている。

公共施設等運営事業の範囲

利用料金を徴収する公共施設等について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するもの（PFI法第2条第6項）

運営事業は「建設」「製造」「改修」を含まないが、運営事業者が一体的に「建設」「製造」「改修」を行うことにより、より効率的・効果的な運営がなされる可能性がある。

公共施設等運営事業における業務の範囲の定義

運営権ガイドラインでは、運営権に含まれる「維持管理」と運営権に含まれない「建設」及び「改修」は以下の通り記載されている。

「維持管理」： いわゆる新設や施設等を全面除却し再整備するものを除く
資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）

「建設」及び「改修」： 新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を
全面除却し再整備するもの

具体的にどのような業務が「維持管理」に含まれるかは、管理者等が個別に判断すべきとされており、「維持管理」として許される建築の範囲について問い合わせがある。

お伺い事項

- 1) 運営事業者が、当該運営事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を一体的に行うことの必要性についてどう考えるか？
- 2) 運営事業の適切な実施に必要な建物の「維持管理」の範囲を明確化すべきとの意見もあるがどうか？

(参考) 運営権者が実施できる範囲で建築を行った事例等

・ 既存事例

分野	空港	空港	下水道	ガス	MICE
案件	関西国際空港及び大阪国際空港 特定空港運営事業	仙台空港特定運営事業等 / 福岡空港特定運営事業等	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	大津市ガス特定運営事業等	愛知県国際展示場コンセッション
事業開始時期	2016年4月	2016年7月/2019年4月	2018年4月	2019年4月	2019年8月
運営権設定対象施設	滑走路・航空灯火・駐車場・ターミナルビル等	滑走路・航空灯火・駐車場等	西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場	大津市が所有し管理するガス事業施設の総体	大規模展示場、駐車場、多目的利用地等
実施契約上、運営権者が実施可能とされている更新投資（維持管理）の範囲	滑走路・ターミナルビル等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長、ターミナルビルの拡張等	滑走路等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長	所定の耐用年数と機能を新たに確保するために行う設備の全部又は一部の取換え等	ガス導管の緊急修繕、LPガス供給設備の緊急修繕業務	要求水準を充足する限り、老朽化及び劣化等の防止・修復を超えるグレードアップ等の更新投資が可能
実施契約上、運営権者が実施できないとされているもの	「建設」= 滑走路の新設及びそれに伴う設備の新設 「改修」= 滑走路等の全面除却及び再整備並びにそれに伴う設備の全面除却及び再整備	「建設」= 滑走路の新設及びそれに伴う設備の新設 「改修」= 滑走路等の全面除却及び再整備並びにそれに伴う設備の全面除却及び再整備	「建設・改修」= 施設の新設又は増築（例えば、排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築）	—	運営権対象施設の新規投資、改修（定義規定はなし）

・ 当室への問い合わせ内容

- 各用語の定義をどのように整理し、どの程度明確化すべきか
- ダウンサイジング等に伴うポンプ場等の一部施設の除却及び再整備の可否
- 法律上可能な管路の更新投資の範囲（長寿命化・取換・延長・縮小・統廃合）
- （効率的・効果的な業務を行うための）新施設の隣地等への建設の可否

キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

現状・背景

	個別委託 (従来発注)	包括的民間委託(PPP)	PFI方式 ※公共施設等運営権は利用料金ある施設のみ
主な特徴	仕様発注 固定委託費 単年度	性能発注も 委託費の変動可(性能発注の場合) 複数年(概ね3~5年)	性能発注 委託費の変動可 長期(6~30年)
支援制度	なし	これまで、関係省庁においてモデルとなる事業の案件形成を支援	法制度(PFI法等)があり、法に基づく特例措置のほか、内閣府等が様々な支援を実施
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> 自治体側にとって要求水準書の作成、民間企業側にとって提案書の作成などの負担増 民間の創意工夫を活かせる 府中市における道路維持管理事業(国土交通省「先導的官民連携支援事業」において支援)などの実績あり 	<ul style="list-style-type: none"> 長期収入のメリットあり 民間の創意工夫をより活かせる 施設の利用可能性に基づく減額措置を伴う実績(八尾市立病院PFI事業など)あり

PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)では、「キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。」とされている
PPP(包括的民間委託等)の推進に向けた課題

大口ott化(共同化・包括化)・性能発注化・長期化等を実現するための知見が不十分

PFI方式の導入に向けた課題

民間事業者に維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブの仕組みの事例が不十分

利用料金を収受できない公共施設に運営権を設定することができない(PFI法第2条6項)

お伺い事項

- 1) キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、どのようにPPP/PFIを推進していくか?
- 2) 特に、維持管理・運營業務にPFI方式を導入するために、どのような環境整備(例: 従来型PFI事業で行うことを前提にサービス対価の変動等のインセンティブを与える / 利用料金を収受しない公共施設にも運営権を設定できるようにする(特に大規模改修等を伴う場合など) 等)が必要か?

(参考) 道路維持管理における包括的民間委託の事例

府中市道路等包括管理事業（北西地区）【事業主体：東京都府中市】

< 概要 >

- 契約先： 岩井・府中植木・日東建設共同企業体
- 事業期間： **平成30年4月～平成33年3月（3年間）**
- 契約金額： 包括委託型業務 97,200,000円（税込）
（年間） 単価契約型業務 補修・更新業務 13,780,688円（税込） / ケヤキ剪定等業務 25,995,718円（税込）
- 備考：
 - ・包括委託型業務と単価契約型業務は別々の契約だが一体で発注
 - ・**包括委託型業務...**
 - PFI法等に基づかない包括的民間委託契約 / 性能発注・債務負担行為の設定による予算措置**
 - 契約金額は要求水準未達による減額措置により変動**
 - ・単価契約型業務...
 - 仕様発注（国の許可を要する業務等、性能発注が困難なもの）
 - 自治法に基づく長期継続契約（毎年度、業務量に応じて契約金額を変動）
 - ・1期目終了後の平成28年度4月～平成30年3月は直営

< 業務内容 >

- 対象インフラ（約755ha）
 - 道路： 舗装・構造物等、橋梁（道路橋・歩道橋）
立体横断施設（ペDESTリアンデッキ）
けやき並木通りのケヤキ、街路樹（けやき並木通り）
道路反射鏡、標識
 - 法廷外公共物：市有道路、里道（赤線）
 - その他： 武蔵野線下外ポンプ室

○業務内容

- 統括マネジメント業務： 業務計画書の作成、業務報告、モニタリングの実施と報告 等
- 巡回業務： 定期巡回、緊急巡回、府中警察署との合同パトロール
- 維持業務： 清掃業務、植栽管理業務、道路反射鏡・案内標識管理業務
- 管理業務： 補修・修繕業務、事故・災害対応業務、占有物件管理業務 等
- 補修・更新業務： 損傷個所の補修・更新
- ケヤキ剪定等業務： けやき並木通りのケヤキの剪定 等



(参考)海外におけるアベイラビリティ・ペイメントの事例

橋梁迅速置換プロジェクト (米ペンシルベニア州) (出典：米国政府運輸省)

< 概要 >

3年間で558基の橋梁の架け替えを実施する事業。架け替えに関する設計・建設・資金調達・保守を民間事業者が実施する。通行料は無料で、事業者は業績に応じてマイルストーン・ペイメント、アベイラビリティ・ペイメントを支払う。

多数の大きさや特徴が似た橋梁の修復事業をひとつにまとめてロットを大きくすることにより、様々な企業が参加できる規模の案件化に成功したほか、設計・建設業務と既成建材の利用を実現し、効率化と迅速化、コスト削減を図った。

基礎情報

・当事者

公共側：Pennsylvania Department of Transportation (Penn DOT)

民間側：Plenary Walsh Keystone Partners

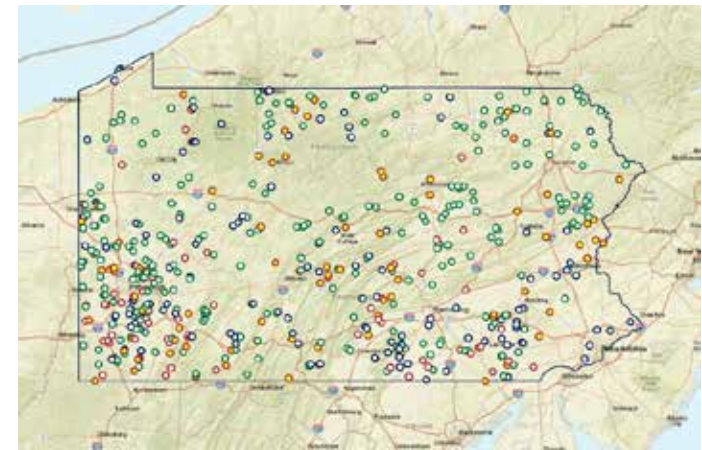
・総事業費：1,119 million US\$

・事業方式：DBFM (設計・建設・資金調達・管理) 方式

・契約期間：28年 (2015年契約、建設3年+管理25年)

・背景

ペンシルベニア州では3,500近くの修復が必要な橋梁がある一方、財源不足を理由に対策が進んでいなかったことから、民間の資金・ノウハウを活用するPPP手法で整備したもの。



(出典) Penn DOT, P3 Rapid Bridge Replacement Project Map

アベイラビリティ・ペイメント方式の特徴と効果

・契約締結時に、モビリゼーション・ペイメント (支度金) として1,500万ドルを支払い、業務開始許可の1年後から半年に一度、6分割にてマイルストーン・ペイメント (最大2億1,000万ドル) を支払う。設計・建設部分については実費が支払われるが、基準違反と交通非稼働時間に基づき減額がなされる。

・一方、アベイラビリティ・ペイメントとしては、全体のうち50基の建設が完成した時点で一時金として3,580万ドルが支払われるほか、完成した橋梁の数や減額要因などを考慮しつつ、毎月分割で約6,000万ドル/年が支払われる。

・同プロジェクトの影響から、後に同州ノースハンプトン郡で33基の橋梁修復DBFM (建設4年+管理10年) も立ち上げられた。

(参考) キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの海外調査予定

PPP / PFI 推進アクションプラン (令和元年度改訂版)

「成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討を行う。」

調査対象・調査方法

- ・米・英・仏のキャッシュフローを生み出しにくいインフラ (道路・学校等)
- ・文献調査、現地ヒアリング調査等を実施予定

調査内容

- ・PPP/PFIの根拠法令及び支援制度
- ・運営権 (又はそれに類似する権利・法的地位) の法的性質
- ・金融機関が取得する担保の内容及び法的性質
- ・成果に応じて委託費を変動させる仕組み (アベイラビリティ・ペイメント (AP))
- ・成果を適切に評価するモニタリングの仕組み

調査事例

- 【道路】有料・一般道路のAP事例 (米・英)
- 【学校】学校分野のAP事例 (米・仏)、PF2に基づく事例 (英)
- 【その他】民間施設と一体となった複合施設のAP事例 (米・仏)

スケジュール

- 10月下旬～11月上旬：現地ヒアリング調査 (仏・英・米)
- 11月下旬～2月下旬頃：追加調査 (文献調査)
- 来年3月末：最終報告書のとりまとめ

ファイナンスの選択肢の拡大 (SPC株式の流動化に向けた課題等)

現状・背景

PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）では、「コンセッション事業を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（（略）、SPCの株式の流動化に向けた課題等）を整理し、制度的対応の必要性を検討したうえで、必要な措置を講ずる。」とされている。

SPC株式の流動化は、民間事業者にとっての早期の資金回収を実現し、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、PFI事業の更なる促進に資する。

また、インフラ資産が生み出す安定した利益を、年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有益。

PFI法上では運営権譲渡に際しては管理者の許可が必要と定めている。（PFI法第26条）

運営権ガイドラインでは一定の条件を満たす場合はSPC株式譲渡を承認すべきと示している。

【公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン <13運営権者に係る株式譲渡及び債権流動化（1）2.（4）>】

『運営権者の議決権株式の第三者への譲渡については、以下の全ての条件を満たす場合には管理者等は承認するものとする。

譲渡先が公募時に設定された参加資格を満たすものであること。 株式譲渡が事業実施の継続を阻害しない（株式譲渡を行う企業から運営権者に出向している職員が株式譲渡と共に引き上げることで要求水準や提案内容の履行に支障をきたすような状況等とならない）こと。』

SPC株式の流動化に向けた課題

事業契約に譲渡制限期間（ロックアップ期間）や譲渡制限の個別規定が設けられている事例が多数ある。
SPC構成企業内での事業期間中の株式譲渡は幾つか事例があるが、SPC構成企業外への株式譲渡については民間事業者からも地方公共団体の理解を得ることは困難との声が聞かれる。

お伺い事項

地方公共団体等の理解の得られる譲渡スキームや譲渡先としてどのようなものが考えられるか？

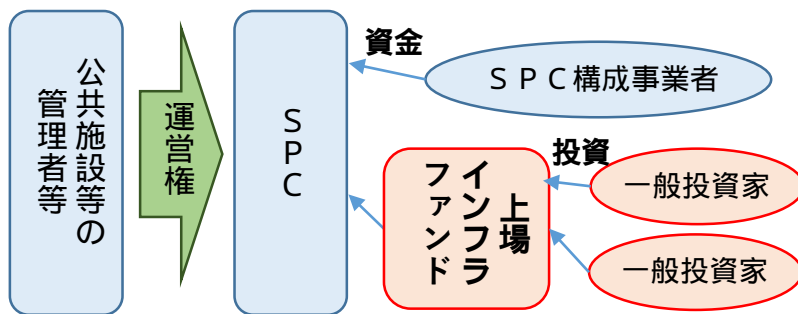
(参考) 譲渡先および譲渡スキームの例

概要

スキーム (イメージ)

利点・課題等

上場インフラ
ファンドへ
譲渡する形態



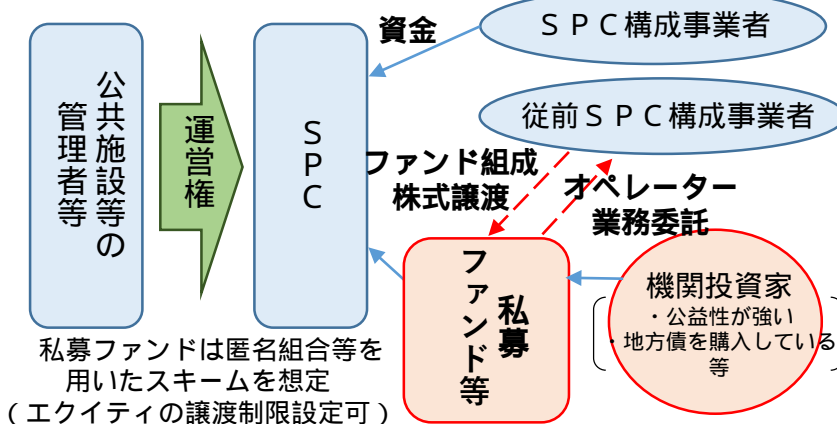
利点

- ・ 現行制度上、可能（上場基準等の充足が必要）
但し、議決権株式の過半を越える取得は不可
- ・ 個人投資家が投資可能

課題

- ・ 現在上場しているインフラファンドは再エネ施設を対象とした法人のみ
（運営権を持つSPCの株式取得経験は無し）
- ・ 現状、コンセッション等PFI事業に関してはインフラファンドによる運用実績がない中で、上場商品を組成することは難しい
- ・ インフラファンド側での投資口譲渡制限が出来ないことについて地方公共団体等の理解を得る必要がある

従前のSPC
構成企業にて
私募ファンド
等を立ち上げ
機関投資家へ
譲渡する形態



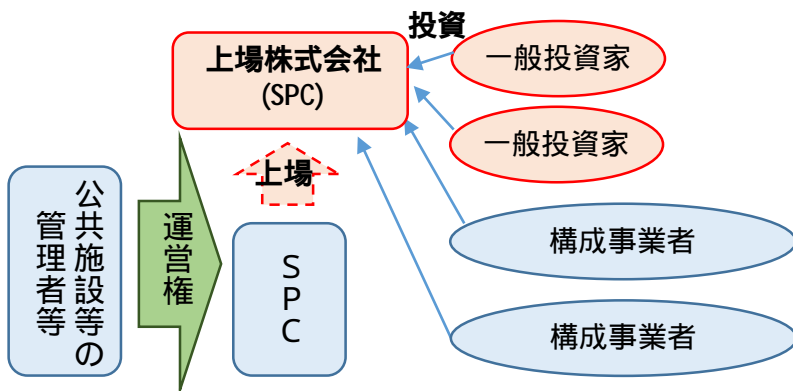
利点

- ・ 現行制度上、可能
議決権株式の取得制限なし
- ・ 従前SPC構成企業および公益性の強い機関投資家等が実質的な譲渡先となることで譲渡先が明確であり、且つ譲渡制限をかけることができ、地方公共団体等の理解が得やすい可能性
- ・ 本形態で運用実績を積むことでコンセッション等PFI事業を取り巻くファイナンス環境の整備・広がりへの寄与が期待される

課題

- ・ 個人投資家は投資困難
（機関投資家を通じた間接的な投資等は可能）

SPC自身が
上場する形態



利点

- ・ 現行制度上、可能（上場基準等の充足が必要）
議決権株式の取得制限なし
- ・ 投資用ビークルの新規組成等が不要
- ・ 個人投資家が投資可能

課題

- ・ PFI事業SPCにおいて上場基準を満たすガバナンス体制等の構築に検討を要し、実務上難易度が高い
- ・ 株式譲渡制限を維持することが出来ないことや譲渡先を制限することが出来ないことについて地方公共団体等の理解を得る必要がある

(参考) S P C 株式流動化(構成員内)事例等

・ S P C 株式流動化(構成員内)事例

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

- ・ 事業期間 2014年3月11日～2035年3月31日
(21年間 施設整備約1年間、維持管理運営期間約20年間)
- ・ 事業方式 BTO方式・独立採算型
- ・ 建物概要 プラント処理施設
- ・ 事業期間中にSPCの代表企業および出資比率の変更を実施
- ・ 施設整備期間は建設会社(鹿島建設)が代表を担い、施設竣工、引渡し後に株式の一部を運営会社に譲渡、維持管理運営期間は運営管理会社(メタウォーター)が代表企業を担う
- ・ 株式譲渡は基本協定書内に「事前に書面による町の承諾を得た場合」に実施可能と明記
基本協定書第4条第1項(株式の譲渡等)
『出資企業は、本事業の事業期間が終了するまでの間、事前の書面による町の承諾を得た場合を除き、その保有する本事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他一切の処分を行ってはならない。』
- ・ 本件も事前に書面による承諾を得た上で譲渡を実施

【譲渡前後の出資比率(譲渡関係者のみ抜粋)】

施設整備期間(譲渡前)	維持管理・運営期間(譲渡後)
【代表企業】鹿島建設：30%	【代表企業】メタウォーター：30% (+10%)
【構成員】メタウォーター：20%	【構成員】NECキャピタルソリューション：25% (+10%)
【構成員】NECキャピタルソリューション：15%	【構成員】鹿島建設 [*] ：10% (20%)
(その他構成員：35%)	(その他構成員：35%)

アドバイザー 経費に対するより積極的な財政支援

現状・背景

公共建築物の老朽化の進行に伴い集約・建替えが増大する中、PFI事業にチャレンジしたい地方公共団体は多いが、事業契約書・要求水準書の策定等が必要であり、民間の発注支援コンサルタントが果たす役割は大きい。

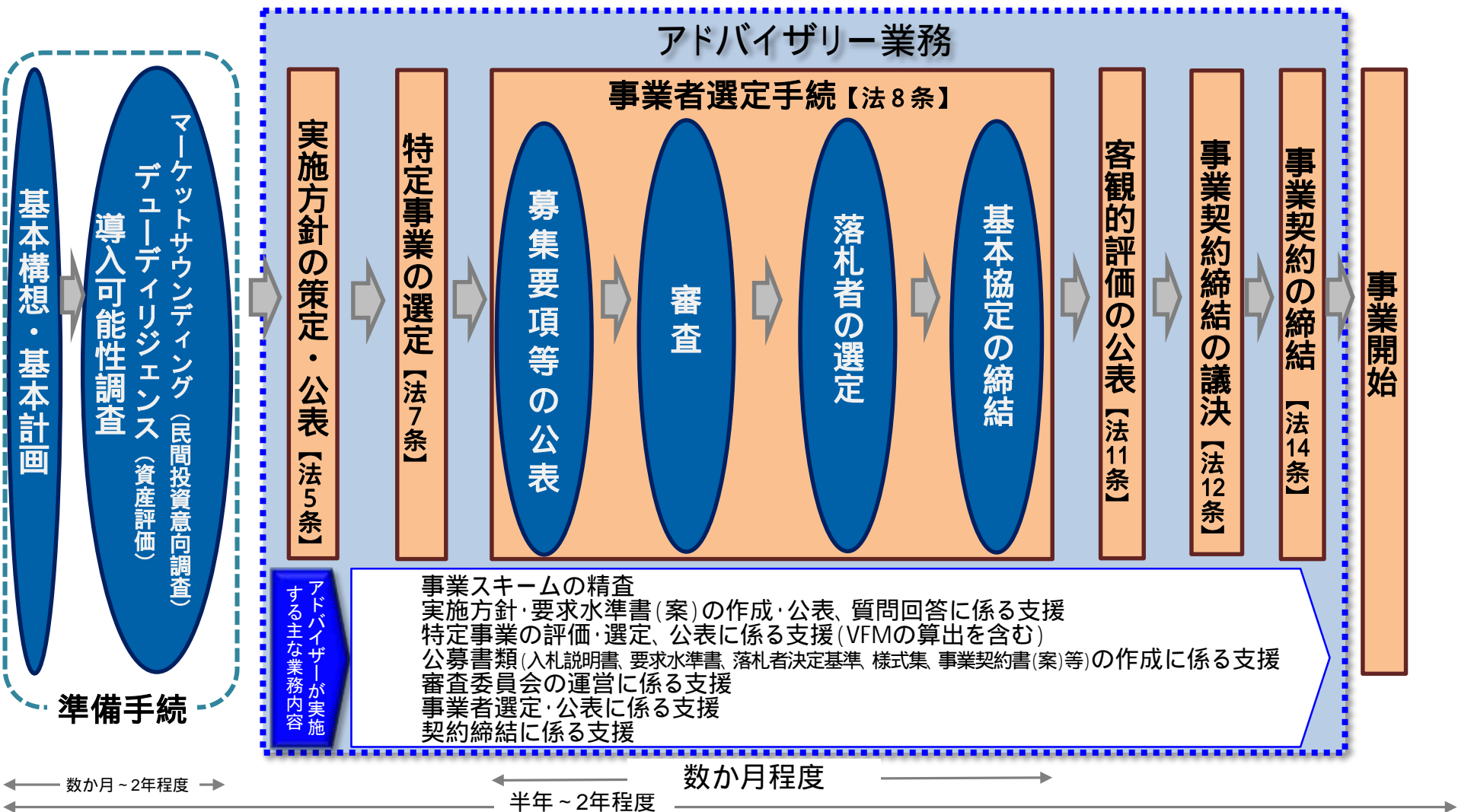
PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）では、「地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的、主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援」することが新たに記載されたところ。

一方で、民間のコンサルタントに発注する発注支援業務の経費（アドバイザー経費）については、ほとんどのケースで国庫補助の対象となっておらず、地方公共団体においては、アドバイザー経費の確保に苦慮している。

お伺い事項

PFI事業における地方公共団体へのアドバイザー経費の支援拡充策としてどのようなことが考えられるか？

(参考)アドバイザー業務の概要



- I アドバイザー経費は、事業規模、事業分野によって異なるが、例えば、一般的なサービス購入型等のPFI事業の場合、約20,000千円～30,000千円の事例が見られる。
- 例) A町新庁舎整備事業PFIアドバイザー業務委託：約27,500千円 [税込]
- B市総合体育館PFIアドバイザー業務委託：約30,000千円 [税込]

(参考) 地方創生推進交付金の概要・PPP/PFIにおける現状について

地方創生推進交付金とは

地方公共団体の自主的・主体的かつ先導的な事業を支援することで、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生に寄与

地域再生計画の作成【地域再生法第5条第4項第1号】

計画の作成主体：地方公共団体

地方創生推進交付金の対象事業：以下の要素を全て満たす事業

- 地方版総合戦略に位置付けられた**地方公共団体の自主的・主体的な取組**であること
- 先導的な事業として、**自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携**等の要素を有する事業であること
- 事業毎に、ふさわしい具体的な**重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルを整備**していること

交付金の交付【同法第13条】

当該事業（認定された地域再生計画に基づくもの）に要する経費に充てるため、**予算の範囲内で交付金を交付することができる。**

現行制度においても、対象事業に含まれるPPP/PFIの検討・推進等（ ）に係る費用については、**地方創生推進交付金の対象となり得る。**

（ ）導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用が対象となり得る。ただし、教育・農業・医療などの個別分野で、他省庁の所管であることが明らかである事業については、対象外と考えられる。

交付金を受けた事例

PPPを活用した出産・子育て楽楽（らくらく）まちづくり計画（千葉県大網白里市）

PPPを活用した医療機関や子育て支援施設、商業施設等の整備を実施し、産科不在などの問題解消や生活利便性の向上を図る（各事業主体が参画するSPC設立等により運営体制を構築）。

当該施設整備に係るPPP/PFIの導入可能性調査等や、出産・子育てに関する情報発信等を総合的に行う事業を地方創生推進交付金で支援。



子育て交流センターイメージ（出典：大網白里市HP）

(参考) 地域再生法改正案におけるPFI法の特例(国会提出中)

- 老朽化した公共施設の維持更新、低未利用化した公的不動産の有効活用は、地方公共団体の重要な課題。
- 厳しい財政状況の中で、公的不動産の有効活用を通じて公共施設の効率的な整備等を図るためには、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入が有効。そこで、専門機関であるPFI推進機構がコンサルティングを行うことで、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの更なる促進を図る地域再生法改正案を、先の通常国会に提出した(継続審査)。

PPP/PFIの地域再生計画記載事項への 明確な位置づけ

本改正においては、**公的不動産の利活用等のPPP/PFIを含む事業が「民間資金等活用公共施設等整備事業」として地域再生計画に記載可能な事項として追加**されたことで、**PPP/PFIが地域再生に資するものであることが明確化**。併せて「民間資金等活用公共施設等整備事業」を記載した計画において**地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税など他の支援措置メニューを活用すること等により、PPP/PFIを従前以上に推進**。

(参考) 公的不動産利活用の例



大阪府：大阪府営枚方田ノ口住宅
建替え事業

岡山市：出石小学校跡地整備事業

民間資金等活用公共施設等整備事業に係る PFI推進機構の特例業務の追加

地方公共団体(特に小規模の地域)の中には、PPP/PFIの案件形成のためのノウハウが不足しているところも依然として多い()。また、PPP/PFIの経験の少ない、又は小規模の地方公共団体にも裾野を拡大するためには導入可能性調査等の初期段階からの支援が有効。

そこで地域再生法改正案において、従来利用料金を徴収するPFI事業のみを支援対象としていた**民間資金等活用事業推進機構**(PFI推進機構)が、**地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行い、利用料金徴収の有無にかかわらず、公的不動産の有効活用をはじめとするPPP/PFIの推進を図る**ことを特例業務として可能とする。

() PPP/PFIを推進していない又はしない理由として、「ノウハウがない」が58.2%(経済財政諮問会議(H27.3.4)資料より)

(参考) PFI推進機構の業務範囲

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	コンセッション 収益型事業	サービス購入 型事業	公的不動産の 有効活用等
金融支援 (出資、資金貸付け等)		—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)			本業務特例により支援可能に

PFI推進機構は、利用料金を徴収し自らの収入とするPFI事業について、施設の需要変動によるリスクマネーを供給する目的で2013年にPFI法に基づき設立された官民ファンド。平成30年度末時点で33件の支援実績(融資に伴う助言等を含む)がある。

地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進

現状・背景

PPP/PFI事業の実施にあたっては、地域の民間事業者が主体的な役割を果たすことにより地域経済活性化を図ることが重要であるが、地域企業はPFI事業に対する不慣れ、理解不足等により、なかなか参画できていないのではないかという声が聞かれる。

実績としては、平成29年度に事業契約を締結した地方公共団体発注のPFI事業41件のうち93%にあたる38件において地域企業が構成企業として参画。

上記の状況を踏まえ、平成30年度に開催された「地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会」において、「地域の企業の参画促進のための環境改善策」として「地域のニーズに応じて活性化を実現しようとする企画等について十分に評価すべきである」などの提言がなされた。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）においても、「地域における新たなビジネス機会の創出を図るため、地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域経済好循環を拡大することが重要であり、地域の民間事業者がイニシアチブを発揮し、主体的役割を果たせるような枠組みづくりが必要である。」とされている。

お伺い事項

地域の民間事業者のPPP/PFI事業への参画促進のため、どのような方策が考えられるか？（例えば、PFI法第4条第3項の特定事業の実施に関する基本的な方針における配慮事項として、地域のニーズに応える提案への十分な評価を行う等の努力義務の記載するなど）

(参考)平成29年度におけるPFI事業受注動向

平成29年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式等を除く41事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

○ **地域企業が参画している事業** : 93% (38/41件)

地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：(上段)選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数/全構成企業数

■ : 地域企業が参画している事業

□ : 地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

(下段)代表企業の属性(地域or地域外)

分野	事業規模															
	10億円 100億円～															
教育・文化 (小中学校、図書館、体育館、給食センター等)	4 / 6 社 地域	2 / 2 社 地域	2 / 8 社 地域外	2 / 5 社 地域	1 / 7 社 地域外	1 / 7 社 地域外	4 / 8 社 地域	2 / 6 社 地域外	3 / 7 社 地域外	7 / 9 社 地域	4 / 7 社 地域外	1 / 5 社 地域外	2 / 7 社 地域外	1 / 5 社 地域外	4 / 8 社 地域外	4 / 10 社 地域外
健康と環境 (医療、廃棄物処理、斎場等)			0 / 2 社 地域外	2 / 5 社 地域外					3 / 8 社 地域外							
まちづくり (道路、公園、下水道、港湾等)	3 / 5 社 地域	1 / 3 社 地域	1 / 4 社 地域	3 / 6 社 地域	3 / 6 社 地域外	2 / 5 社 地域外	2 / 6 社 地域外	2 / 5 社 地域外	1 / 6 社 地域外	0 / 5 社 地域外	2 / 4 社 地域	6 / 7 社 地域	4 / 4 社 地域	1 / 6 社 地域	4 / 6 社 地域	
安心 (警察施設、消防施設等)									3 / 9 社 地域外					1 / 4 社 地域外		
庁舎と宿舎 (事務庁舎、公務員宿舎等)				4 / 5 社 地域												
その他			2 / 3 社 地域外	2 / 4 社 地域	4 / 5 社 地域											0 / 2 社 地域外

(参考) 地域企業の参画を促したPFI事業の例

○入札参加資格要件

1 . 市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと

例：事業者は、市内業者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額、及び市内の協力会社の契約金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。

○落札者決定基準

2 . 市内企業が構成企業である場合に加点

例：市内に本店・本社・支店等を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

3 . 地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点

例：「市内経済への貢献に関する事項」として、「市内企業への発注」「市内人材・市内資材等の活用」「市内経済貢献への配慮」を審査項目として設定。

例：「地域の活性化への貢献」の審査項目として、「構成企業及び協力企業における市内業者への金額配分割合（契約金額ベース）」「事業実施における市内業者の活用方策」等を設定。

(参考) 柳島スポーツ公園整備事業(神奈川県茅ヶ崎市)

事業名	柳島スポーツ公園整備事業	事業主体	茅ヶ崎市(神奈川県)
事業方式	PFI(BTO方式)	契約金額	約75億円(税込、落札価格)
事業期間	2014年12月～2038年4月(2018年～開業(運営期間20年))		
施設概要	運動施設(総合競技場、テニスコート、ジョギングコース) 建築施設(メインスタンド、管理諸室等) 公園施設(多目的広場、駐車場、防災設備等)		
SPCの構成企業	【代表企業】亀井工業ホールディングス(株) 【構成企業】パシフィックコンサルタンツ(株)横浜事業所、亀井工業(株)、湘南造園(株)、NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ		

PFI導入後



総合競技場



クラブハウス

PFI事業の効果

- ▶ **民間アイデアを活かし設計・運営を一体で実施**。テニスコート、レストラン等が入ったクラブハウスを設置することで、気軽に立ち寄り、市民が交流できる環境に。
- ▶ 設計から運営までの長期一括発注とすることによる施設整備費の削減(設計から運営までを統括する「統括管理業務」を設置)、運営までを見据えた設計・建設による維持管理・運営経費の削減、収益事業(レストラン)による事業者の利益確保、により**6.5%の経費節減効果**。
- ▶ **代表企業として地元企業が参画するとともに、地元で健康関連事業やスポーツプログラムを提供してきた企業、NPOが構成企業となることにより、地域経済の活性化に寄与**。

柳島スポーツ公園整備事業における落札者決定基準

提案内容の大項目及び配点

	大項目	配点(満点)
1	事業計画全体に関する事項	50点
2	設計に関する事項	40点
3	工事監理・建設に関する事項	20点
4	維持管理に関する事項	20点
5	運営に関する事項	50点
6	自由提案に関する事項	30点
	合計	210点

「事業計画全体に関する事項」の評価項目

⑤ 地元経済社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域企業等との協力、市内生産品等の活用、地元資材の調達等について優れた方針が提案されているか。</u> ・ <u>地域社会との連携や地域活性化への貢献策について優れた方針が提案されているか。</u> ・ <u>地域の人材活用等、地元の雇用機会の創出につながる優れた方針が提案されているか。</u> ・ <u>その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。</u> 	15点
--------------	---	-----

柳島スポーツ公園整備事業における審査講評

事業計画全体に関する事項

5. 地元経済社会への貢献

- ・ 亀井工業ホールディングスグループについては、ローカルファーストというコンセプトを打ち出して地元中心の業務実施体制を構築し、積極的な地元在住者の雇用確保、神奈川県内で生産される材料の採用、地域社会との連携や地域活性化への貢献に関して、具体的で実現性の高い提案をしている点を特に高く評価した。

共有物に関する運営権の設定

現状・背景

異なる管理者で共通に必要な施設等は共同で費用負担して整備・維持管理・運営し、各自治体の負担を軽減することは有益と考えられるが、共有物について運営権が設定された事例はない。

共有物たる公共施設等に対して、運営権を設定することは可能であるが、共有物の分割請求権を行使された場合、運営事業に支障が生じる可能性がある。

それを防止するためには、共有物の所有者間で分割請求権の行使を制約する合意を行う必要があるが民法（民法第256条1項）により5年を超えない期間に限定されている。

現行制度上、運営期間中に他の共有者から分割請求権が行使されないことを担保できず、投資家からリスクと捉えられるのではないかと？

お伺い事項

共有物について運営期間中に他の共有者から分割請求権が行使されないことを担保する方を検討する必要があるのではないかと？

< 参考条文 >

民法第256条第1項

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

民法第256条第2項

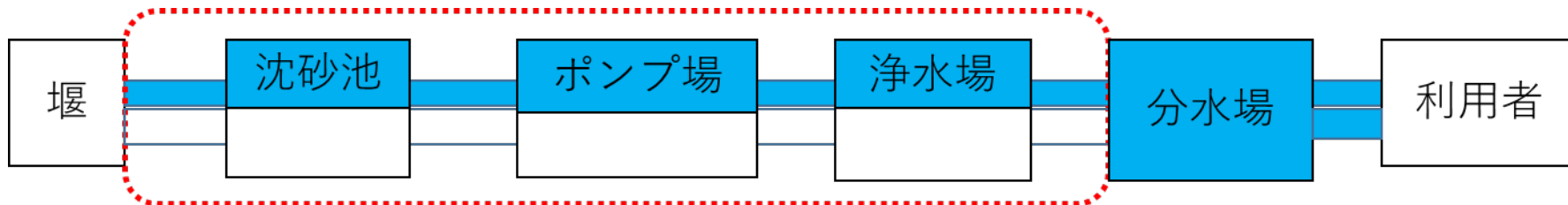
前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から五年を超えられない。

(参考) 共有物に運営権を設定する場合のイメージ

< 事業スキーム >

- ・ A市が上 / 工 / 下水道コンセッションを実施。
- ・ 施設の一部に B市との共有物を含むが、物を分割できないため、共有物全体に運営権を設定。
- ・ 他の共有者持分部分も当該共有者から委託を受けて運営権者が運営・維持管理を実施。
： A市と B市が共同で運営権を設定することは実務上困難。

共有施設 (A市・B市)



：運営権が設定されるのはA市が共有持分を有する水色部分
(共有持分のみ運営権が設定されるが、運営権の範囲は施設全体に及ぶ)

< 分割請求権の行使が想定される場合 >

- ・ B市の住民が運営権者による業務の履行に不安を感じて、A市への委託を止めて、B市が直営で事業を行うよう要求したり、首長が変わることに伴い、A市が行うコンセッション事業に対するB市の方針が変更された場合

< 課題 >

- ・ 共有物分割の協議が整わない場合、共有者から自己の持分に応じた対象施設の使用を要求され、コンセッション事業者による対象施設の活用がその範囲でできなくなり、コンセッション事業の継続性に支障がでるおそれがありうる。

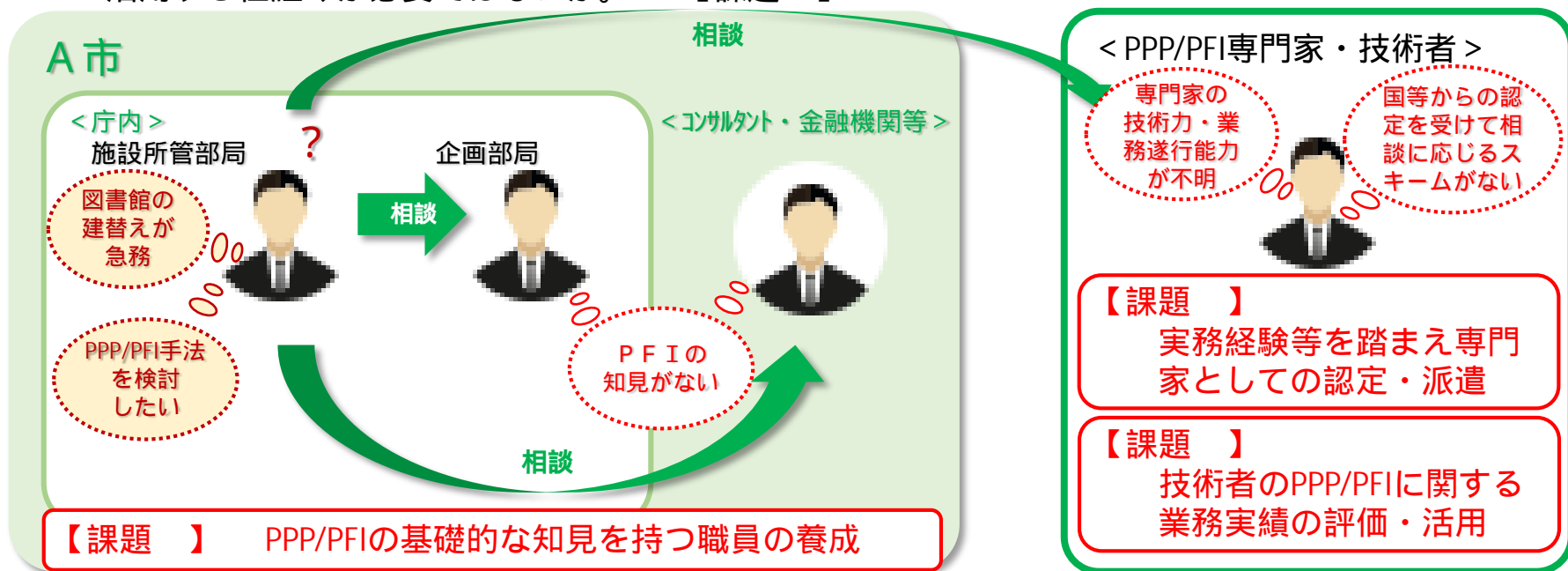
資格制度の整備等

現状・背景

1 地方公共団体において公共施設整備・運営を計画するにあたり、PPP/PFIのノウハウを有する者がいないことで、十分な検討がなされず、結果、PPP/PFI手法が活用されないことが懸念される。

(参考) PPP/PFI手法を導入検討するにあたって必要なノウハウが不足と回答した地方公共団体：約88% 「PPP/PFI実施状況アンケート調査(H30.11)」より

- 地方公共団体（及び地域企業）においてPPP/PFIに基礎的な知見を持つ職員等を養成し、適切に評価する仕組みが必要ではないか。…【課題】
- 地方公共団体でのPPP/PFI事業の実務経験などを適切に評価し、認定する仕組みを設け、それらの認定者を活用して地方の相談ニーズに応えるべきではないか。…【課題】
- 技術者のPPP/PFIに関する業務実績を評価して認定する資格制度などを通じて、業務遂行能力を評価・活用する仕組みが必要ではないか。…【課題】



お伺い事項

- 1 PPP/PFIに関する資格制度の整備等についてどのような方針で検討を進めるべきか？
- 業務実績・業務経験を的確に確認し認定する制度が相応しいのではないか

(参考) 主な資格制度の例

I 資格制度は、法令に基づきあるいは各種認定団体等が設定した資格取得のための試験（筆記試験等）を受験し、専門的知見を有することを認定する制度が一般的であるが、このほか、業務経験・実績や研修等の実績を踏まえて認定する制度（～）などがある

○ 業務実績・業務経験を的確に確認し認定する制度が相応しいのではないが具体的な資格制度には、大きく分けて、以下の3パターンが存在する。

：研修・講習等の受講及び履修試験を通じて基礎的または専門的な知見を有することを認定する資格制度
実務経験の有無に応じてランク分けを行う資格もある。

< 資格の例 >

- n 社会基盤メンテナンスエキスパート
- n 道路橋点検士 等

：国等がその分野の業務経験・実績等を踏まえて専門家・実務者を認定する制度（派遣のため名簿化し公表）
自治体等の要望事項に応じて、適任者を派遣する。

< 資格の例 >

- n 地域活性化伝道師制度
- n シェアリングエコノミー伝道師 等

：専門分野における豊富な業務実績及び業務経験を有することを確認し認定する資格制度
筆記試験は課さず、実務試験について口頭試問で認定する。

< 資格の例 >

- n 認定都市プランナー制度
- n 土木学会認定土木技術者資格制度（資格試験の一部）
等